

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成23年 6 月22 日

水 曜 日

第 3338 号

目 次

告 示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 2
- 保安林の指定予定

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 4
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

公安委員会公告

- 検定合格者審査の実施 8
- 警備員検定の実施 10

正 誤

- 平成23年 3 月 2 日付け号外(2) 富山県告示第80号 13

告 示

富山県告示第269号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 6 月22日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山上市線	中新川郡上市町上経田 4 丁目 103番から	変更前		最大 16.0 最小 16.0	80.0	富山土木 センター

	中新川郡上市町上経田 4 丁目 103 番まで	変更後	最大 27.0	80.0	立山土木 事務所
			最小 16.0		

富山県告示第270号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 6 月22日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山上市線	中新川郡上市町上経田 4 丁目 103 番から 中新川郡上市町上経田 4 丁目 103 番まで	平成23年 6 月22日	富山土木 センター 立山土木 事務所

富山県告示第271号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 6 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市久目字山端1421、1422、白川字大平 438の 1、字上口3397から 3399まで、3431、4160から4162まで、4165から4167まで、4171の 2、4174、4175、

宇池谷内 228 の 1、高岡市伏木国分字中ケ谷内 7 から 10 まで、12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市戸津宮字大石 445 から 448 まで、451、451 の 2、452 の 1、454 の 1、字垣内 69、69 の 2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
公 告  
~~~~~**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年 6 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成23年 6 月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エッセンスクラブ

3 代表者の氏名

赤穂 英吏子

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市経堂四丁目13番1-203号ベル・プラージュ

5 定款に記載された目的

この法人は、うつ病患者（主にメランコリー型）^こ膠原病（自己免疫疾患を含む）患者及びその家族をはじめ、心身共に健康を求める者に対して、健康づくりに対する情報提供や正しい知識の普及啓発の研究に取り組むとともに、自殺対策に関する事業を行い、医療と福祉の増進や、健全な家庭教育、社会教育とまちづくりなどの推進を図り公益に寄与することを目的とする。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成23年 6 月22日

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

除雪トラック（10トン級、6×6）1台

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年3月21日

(4) 納入場所

富山県富山空港管理事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成23年富山県告示第 117号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成23年6月22日から同年7月25日までの間（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成23年6月29日 午後1時30分

イ 場所 〒 930－8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成23年8月1日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成23年8月10日 午前10時

(2) 開札場所 〒 930－8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を

加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Snow removal truck (10-ton class, 6×6) Quantity:1
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on August 1,2011
- (3) Contact point for notification:
General Affairs,Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第 9 条の規定により公示する。

平成23年 6 月22日

富山県公安委員会委員長 田中 一郎

1 検定合格者審査の実施日時、種別及び受験定員

(1) 平成23年10月 4 日（火）

午前10時から午後 3 時30分まで（受付は午前 9 時30分から）

ア 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

イ 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

ウ 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

エ 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

（受験定員はアからエの合計で10名）

(2) 平成23年10月 5 日（水）

午前10時から午後 3 時30分まで（受付は午前 9 時30分から）

ア 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

イ 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

（受験定員はア、イの合計で10名）

(3) 平成23年10月 6 日（木）

午前10時から午後 3 時30分まで（受付は午前 9 時30分から）

ア 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

イ 貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

(受験定員はア、イの合計で10名)

2 実施場所

富山県富山市高島 7 番11号 富山県警察装備センター

3 事前受付期間及び受付先

平成23年 8 月22日（月）から 9 月 2 日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）
の午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間、富山県警察本部生活安全部生活安全
企画課警備係（電話076-441-2211・内線3045）で、電話による事前受付を行う。

4 申請書受付期間

平成23年 9 月 5 日（月）から 9 月16日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）
の午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間

5 申請書の提出先

申請書は、次の(1)から(3)のいずれかの警察署に提出すること。

- (1) 申請者の住所地を管轄する警察署
- (2) 申請者が警備員の場合、所属する警備会社の営業所を管轄する警察署
- (3) 審査を受けようとする旧検定合格証の交付手続を行った警察署

6 申請に必要な書類

- (1) 審査申請書
- (2) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ
3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及
び撮影年月日を記入したもの）1 葉
- (3) 旧検定合格証の写し
- (4) 富山県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた場合で、今回、富山県
公安委員会の審査を受ける場合は、住所地が富山県内にあることを疎明する書
面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）又は富山県内の営業所に属
することを疎明する書面（所属証明書など）

7 手数料

4,700円（申請時に富山県収入証紙で納付すること。）

申請後の受験の取りやめによる手数料の返還、受験種別の変更等は認めない。

8 その他

- (1) 受験当日は、受験種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は審査を受けられない。
- (2) 学科審査に合格した者は、実技審査に進み、徒手の護身術（基本の構え、体さばき、前突き）を行う。服装は動きやすいものであれば、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑われるような服装は避けること。（ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要）
- (3) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は 1 年であることに注意すること。
- (4) 問合せ先
富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
(電話 076 - 441 - 2211・内線 3045)

警備員検定の実施について

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により公示する。

平成 23 年 6 月 22 日

富山県公安委員会委員長 田中 一郎

1 検定実施期日、受検定員

| 警備業務の種別 | 級 | 実 施 日 | 定 員 |
|----------|-----|---|------|
| 交通誘導警備業務 | 2 級 | 平成 23 年 10 月 18 日 (火)
午前 9 時から午後 5 時まで | 30 人 |
| 雑踏警備業務 | 2 級 | 平成 23 年 10 月 19 日 (水)
午前 9 時から午後 5 時まで | 30 人 |
| 雑踏警備業務 | 1 級 | 平成 23 年 10 月 20 日 (木)
午前 9 時から午後 5 時まで | 30 人 |

2 受験資格

- (1) 富山県内に住所地がある者又は富山県内の営業所に属する警備員
- (2) 雑踏警備業務 1 級の検定を受けようとする者は、上記 2 (1) に加え、次のいずれかに該当するもの

ア 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 富山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、当該公安委員会から一級検定受験資格認定書（雑踏警備業務に係るものに限る。以下同じ。）の交付を受けているもの

3 検定実施場所

富山県富山市高島 7 番 11 号 富山県警察装備センター

4 受検希望の受付

(1) 受付期間

平成 23 年 7 月 26 日 (火) から 8 月 26 日 (金) まで（土曜日、日曜日を除く。）
の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 受付の要領

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話 076-441-2211・内線 3045）で電話受付する。

(3) 受検者の決定等

ア 受検希望者の数がそれぞれの予定人員を超えなかった場合は、その全員を受検者とする。

イ 受検希望者が予定人員に達した時点で受付を終了する。

5 検定申請書の受付

(1) 受付期間

平成 23 年 8 月 23 日 (火) から 9 月 2 日 (金) まで（土曜日と日曜日を除く。）
の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 受付場所

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 葉

ウ 申請者が富山県内に居住することを疎明する書面（住民票、自動車運転免許証の写しなど）

エ 申請者が富山県外に居住している場合は、富山県内に所在する警備会社の営業所に属することを疎明する書面（所属証明書など）

オ 上記 2 (2) アに該当する者は、雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し 1 通及び当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する警備業務従事証明書 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを誓約する書面 1 通及び履歴書 1 通

カ 上記 2 (2) イに該当する者は、一級検定受験資格認定書の写し 1 通

(4) 提出方法

提出書類は、受付場所へ直接持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検手数料

次に掲げる額の手数料を受験票受領時に富山県収入証紙により納入すること。

なお、申請後の受験の取りやめによる手数料の返還、受験種別の変更等は認めない。

| 検定の種別 | 受検手数料 |
|----------------|----------|
| 交通誘導警備業務 2 級 | 14,000 円 |
| 雑踏警備業務 1 級・2 級 | 13,000 円 |

7 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、原則として即日受検票を交付する。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

076-441-2211 (内線 3045)

正 誤

平成23年 3 月 2 日付け号外(2)富山県告示第80号「都市計画を変更した土地の区域」

中

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|---|-------|---|---|
| 3 | 上から 6 | 南砺市井波字東町、北川、北川字
新屋窪、北川字木崎野、井波字木
崎野、井波字庚申塚 | 南砺市井波字東町、北川、北川字
新屋窪、北川字木崎野、井波字木
崎野、井波字庚申塚、井波字今町 |

